

第1333号

AFN-1333

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

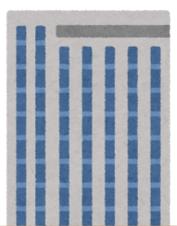
2020年 9/23 (水)

『包括的担保法制の検討へ 事業を全体として評価—金融庁』

金融庁は、金融機関が借手手を全面的に支えられる包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討に入った。令和2年事務年度金融行政方針の中で明らかにしている。

中小企業においてコロナ禍の厳しい経営環境では、金融機関は平時より事業者との緊密な連携を図り、事業実態を理解している必要があることが、改めて認識されたとして、事業者・金融機関の緊密な関係構築を促し、価値ある事業の継続につなげていくことは、将来の危機への耐性を高める上でも、今後

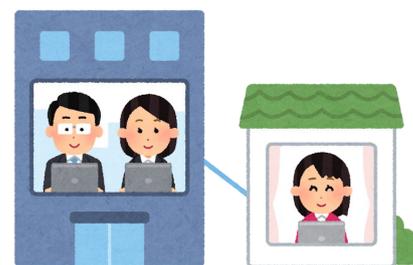
の日本経済の力強い回復を支える上でも重要、とした。方針書では、「現状では、有形資産に乏しい事業者は将来性があっても依然として経営者保証の負担を負わざるを得ない場合があることや、従来の個別資産ベースの担保法制では債権者の最終的な関心が事業の継続価値よりも個別資産の清算価値に向きがちであるといった課題がある。金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような、事業を包括的に把握し支える担保権等の実務上の可能性を模索していく。」とまとめている。ただし、包括的な担保を取られるため、事業者の資金調達の見通しを限定的にする恐れもあるといった意見もある。金融庁は今後、法務省の担保法制議論に反映させていく構えのようだ。



金融庁

『中小企業デジタル化応援隊始動 専門家紹介・コスト支援等』

中小企業庁及び中小機構はこのほど「中小企業デジタル化応援隊」事業をスタートし、IT専門家及び中小企業の登録受付を開始した。ノウハウがなくデジタルツールの導入・定着に至らない中小企業・小規模事業者のIT活用をサポートする専門家を選定し、その活動と、中小企業とのマッチングを支援する。対象となるのはテレワークやWeb会議、ECサイト、キャッシュレス決済、セキュリティ強化など幅広いコンサルティングで、準委任契約に基づく支援。専門家に対しては事務局から最大3500円/時間の謝金が支払われ、中小企業はそれを差し引いた金額(500円/時間以上の実費負担は必要)で支援が受けられる。専門家の範囲は、フリーランス・副業・兼業の個人、及び中小企業等経営強化法に定められた認定情報処理支援機関(SMEサポーター)の認定を受けた法人に所属する人材。運営事務局は、アデコ株式会社が担う。これまで中小企業のデジタル化に積極的に取り組んできた業界団体、金融機関、自治体等とも連携する。



中小企業、専門家のいずれも、受付期間は来年1月31日まで、事業実施期間は2月28日まで。事業終了後、専門家は支援実施報告書を事務局に提出し、中小企業は専門家の評価をWeb上で行う。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com